

人事委員会 訓令番号	人事委員会訓令名	公布年月日
人事委員会 訓令第1号	さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決 規程の一部を改正する訓令	令和7年2月21日

さいたま市人事委員会訓令第1号

さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程（平成14年さいたま市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
さいたま市人事委員会 <u>事務</u> 専決規程	さいたま市人事委員会 <u>委員長及び事務局長等</u> 専決規程
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この訓令は、 <u>別に定めるもののほか、さいたま市人事委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この訓令は、 <u>人事委員会の権限に属する事務のうち、委員長及び事務局長等の専決に関し必要な事項を定めるものとする。</u>
<u>(用語の定義)</u>	
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1) <u>決裁 委員会の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。</u>	
(2) <u>専決 常時、委員会に代わって決裁することをいう。</u>	
(3) <u>専決権者 前号の規定による権限を有する者をいう。</u>	
(4) <u>代決 専決権者が不在のときに、臨時に当該専決権者に代わって決裁することをいう。</u>	
(5) <u>代決権者 前号の規定による権限を有する者をいう。</u>	
(委員長の専決事項)	(委員長の専決事項)
第3条 委員長は、次に掲げる事項を専決することができる。	第2条 委員長は、次に掲げる事項を専決することができる。
(1) <u>事務局長（さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第2号）第4条第1項に規定する事</u>	(1) <u>委員の出張命令に関すること。</u>
	(2) <u>事務局長の人事、服務に関すること。</u>

務局長をいう。以下同じ。)の人事、服務に関すること。

(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条第3項において準用する同法第19条第2項の規定による解雇の予告の除外事由についての認定(事案の処理が急施を要するものに限る。)に関すること。

(3) 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成14年さいたま市人事委員会規則第5号)第10条第1項に規定する口頭審理の日時及び場所の指定並びに当事者への通知に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が指定する事項に関すること。

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長が専決することができる事項は、次に掲げるもののほか、さいたま市事務専決規程(平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。)に規定する局長及び部長の共通専決事項の例による。ただし、重要又は異例であると認める事項については、委員長の決裁を受けなければならない。

(1)~(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成14年さいたま市人事委員会規則第21号。以下「初任給規則」という。)第10条第1項第1号に規定する職務の級の決定及び初任給規則第18条に規定する号給の決定(さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)第3条第1項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を受けない市の職員から給料表の適用を受ける職員に転任した者の職務の級の決定及び号給の決定に限る。)に関すること。

(10) 初任給規則第16条に規定する号給の決定(給料表の適用を受けない市の職員から給料表の適用を受ける職員に転任(任用規則第14条の2に規定する転職を除く。)した者の号給の決定に限る。)に関すること。

(11) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則(

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が指定する事項に関すること。

(事務局長の専決事項)

第3条 事務局長が専決することができる事項は、次に掲げるもののほか、さいたま市事務専決規程(平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。)に規定する局長及び部長の共通専決事項の例による。ただし、重要又は異例であると認める事項については、委員長の決裁を受けなければならない。

(1)~(6) [略]

(7) 職員団体の登録事項の変更に関すること。

(8) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則(平成14年さいたま市人事委員会規則第12号)第3条第7項に規定する認定に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

平成14年さいたま市人事委員会規則第12号)
第3条第7項に規定する認定に関すること。

(12) [略]

(13) 勤務条件に関する措置要求書及び不利益処分
についての審査請求書の補正に関すること。

(14) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分
についての審査請求に関して、委員会に提出さ
れた書面等（措置要求書及び審査請求書を除く。
）の他方当事者への送付及び書面等の提出要求
に関すること。

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) 職員団体の登録事項の変更に関すること。

(19)

(20)

(21) [略]

(課長の専決事項)

第5条 課長（さいたま市人事委員会事務局の組織
等に関する規則第4条第1項に規定する課長をい
う。以下同じ。）が専決することができる事項は、
市専決規程に規定する課長の共通専決事項の例に
よる。ただし、重要又は異例であると認める事項
については、事務局長の決裁を受けなければならない。

(専決事項の報告)

第6条 事務局長は、第4条及び前条の規定により
専決した事項について、特に必要と認めるもの
について、委員会に報告するものとする。

第7条 [略]

(代決の報告)

第8条 代決をした者は、当該代決した事項につ
いて、その要旨を速やかに、第7条に規定する決裁
権者に報告しなければならない。ただし、あらか
じめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、こ
の限りでない。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 勤務条件に関する措置要求書及び不利益処分
についての審査請求書の補正に関すること。

(18) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分
についての審査請求に関して、人事委員会に提
出された書面等（措置要求書及び審査請求書を
除く。）の他方当事者への送付及び書面等の提
出要求に関すること。

(19) [略]

(課長の専決事項)

第4条 課長が専決することができる事項は、市専
決規程に規定する課長の共通専決事項の例による。
ただし、重要又は異例であると認める事項につ
いては、事務局長の決裁を受けなければならない。

(専決事項の報告)

第5条 事務局長は、第3条及び前条の規定により
専決した事項について、特に必要と認めるもの
について、人事委員会に報告するものとする。

第6条 [略]

(代決の報告)

第7条 代決をした者は、当該代決した事項につ
いて、その要旨を速やかに、第6条に規定する決裁
権者に報告しなければならない。ただし、あらか
じめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、こ
の限りでない。

<p>(準用)</p> <p><u>第9条</u> この訓令に定めるもののほか、<u>専決、代決</u> <u>その他事務の処理に関し必要な事項</u>については、 市専決規程の例による。</p>	<p>(準用)</p> <p><u>第8条</u> この訓令に定めるもののほか、<u>人事委員会</u> <u>の事務局長等の専決</u>については、市専決規程の例 による。</p>
--	---

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。